

丸亀市下水道事業経営戦略

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

平成29年2月

丸亀市都市整備部下水道課

目 次

公共下水道事業

- 1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 経営比較分析表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 投資・財政計画（公共下水道事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

特定環境保全公共下水道事業

- 1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 経営比較分析表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 投資・財政計画（特定環境保全公共下水道事業）・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

農業集落排水事業

- 1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 経営比較分析表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 投資・財政計画（農業集落排水事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

丸亀市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 丸亀市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	丸亀処理区:昭和51年度(40年) 飯山処理区:平成8年度(20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適(平成32年4月1日移行予定)
処理区域内人口密度	29.8	流域下水道等への 接 続 の 有 無	飯山処理区については有り
処 理 区 数	2処理区(丸亀処理区、飯山処理区)		
処 理 場 数	1箇所(丸亀市浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料平均単価150円/㎡、家庭用使用料3,000円/月を前提に、本市の財政状況や水道使用料を加味しながら決定しました。汚水処理原価を賄いながら、一般家庭に負担があまりかからないようにしています。使用料体系は、基本使用料をベースとした従量制を採用しております。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本的には一般家庭用と同じであるが、公衆浴場の使用料は、300㎡までは一律の基本料金8,572円で、301㎡以上使用した場合は、1㎡増えるごとに39円加算される体系となっております。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,300 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,189 円
	平成26年度	2,365 円		平成26年度	3,224 円
	平成27年度	2,365 円		平成27年度	3,275 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	15
事業運営組織	丸亀市都市整備部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	ポンプ場・処理場運転管理包括委託、使用料徴収業務委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に、平成22年度から平成26年度までの5年間の決算を基に作成した経営比較分析表を添付しております。

経営比較分析表

香川県 丸亀市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	41.09	70.46
		1か月20㎡当たり処理料金(円)	2,365

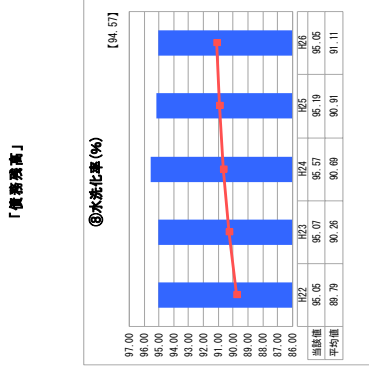
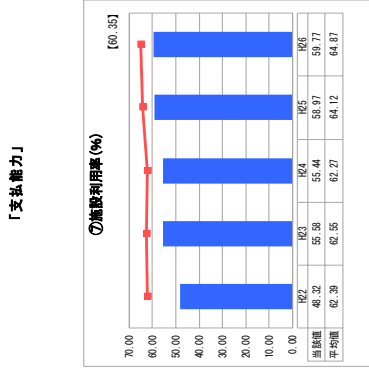
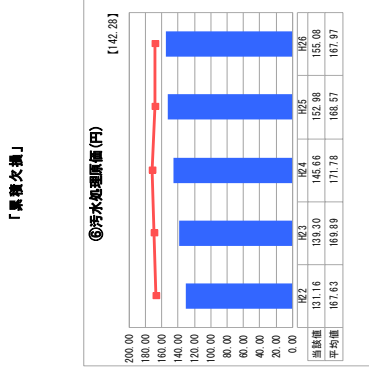
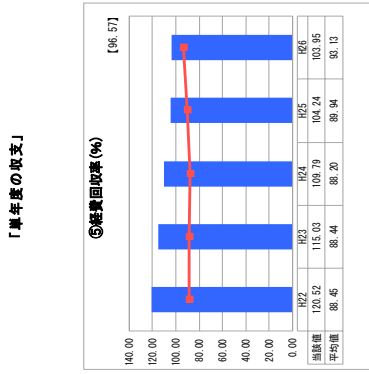
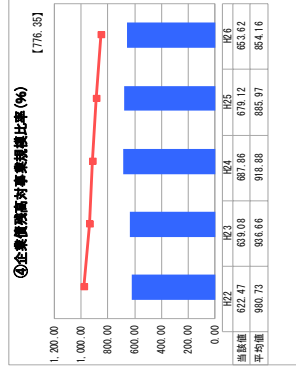
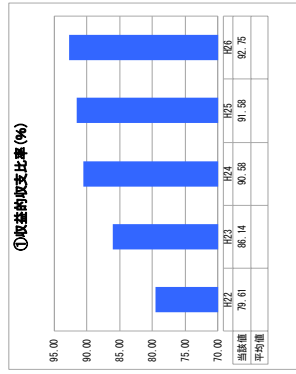
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
113,481	111.78	1,015.22
処理区域常住人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
46,594	15.66	2,975.35

グラフ凡例

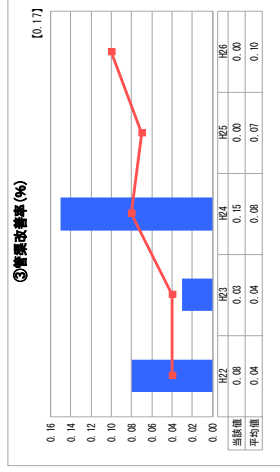
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、年々改善しているものの、単年度収支は、依然赤字である。近年大規模な建設改良工事を行っているため、類似団体平均値より低い。

②経費回収率は、汚水処理経費が使用料収入で賄えている状態であるが、年々汚水処理費用が増加しているのに対して、使用料収入が伸び悩んでいるため、兼業傾向にある。

③汚水処理原価は、有収水量が減少しているのに対して、汚水処理費用が増加しているため、年々増加している。

④施設利用率は、類似団体平均値に比べ低い利用状況であるが、本市の浄化センター（処理場）は、雨水と汚水を下水として処理する汚水区域から流入する異常高水時の初期降雨の一時貯留池として、施設を有効利用している。

⑤水洗化率は、100%に近い数字である。引き続き安定した使用料収入の確保のため、未水洗化家庭の水洗化促進に努める。

現状の下水道設備の進捗率や人口減少等の社会情勢を踏まえ、本様な使用料の増額は見込みのないことから、水洗化活動や維持管理費の抑制などの堅苦努力を行う。将来的に施設更新費用等を見直し、適正な使用料水準の検討も必要である。

2. 老朽化の状況について

③経費改善率は、丸亀処理区において、供用開始から約45年経過しており、形成期に建設された沿部の下水道管は、老朽化が著しくこれまでも更新工事等を行ってきた。第二次寿命化計画の策定平成25、26年度は、平成27年度以降は、本計画に基づき、寿命化工事を実施する。今後、これらからの寿命化工事の本格化することによって、企業債償還が増えることにより経営に影響を与えることが予想される。このため、長寿化工事は計画に基づき、事業の平常化に努める。

全体総括

現在の下水道整備の進捗率や人口減少等の社会情勢を考慮すると、今後は、使用料の大幅な増収が見込まれない。

更に、老朽化した設備、管基等の長寿化工事により、企業債の償還残高が増加する見込みである。

こうしたことから、健全な下水道事業の実施には、継続した水洗化促進活動、長寿命化事業費の平準化、維持管理費の抑制等、経費改善の実施とともに必要に応じて適切な使用料水準の検討が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が異なるため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されています。

2. 経営の基本方針

安全で快適な下水道サービスを、継続的・安定的に提供していきます。

ア. 適正な事業計画と財政計画に基づく事業執行

これまでの建設投資に加えて、今後も施設再構築等に伴い公債費（地方債元利償還金）は増え、汚水処理費用も増加していますが、下水道使用料収入は伸び悩んでいるため、これからも厳しい経営を強いられることになります。そのため、国・県等に要望し財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。また、将来的には地方公営企業法の財務規定の適用により収支の透明性を高めるとともに、経営状況を分かりやすく提供できるようにしていきます。

イ. 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に取り組み、包括委託を継続するとともに、事業の状況に合わせて今後も民間委託に努め、事業の効率化を図っていきます。また、施設の更新に合わせて省エネルギーの機器等の新技術を導入するとともに、下水資源の利・活用の方法を検討していきます。

ウ. 収入の確保

使用料確保のため、現在も行っている水洗化活動を継続し、滞納整理を計画的に実施していきます。あわせて、国等からの補助を最大限活用し、必要な財源を調達するとともに、起債を活用することで、負担の平準化を図っていきます。

3. 投資・財政計画（公共下水道事業）

(1) 投資・財政計画（公共下水道事業）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

ア. 10年間の管渠の建設・更新に関する事項

- ・管渠の新設工事は事業計画を基に中府処理分区、清水処理分区、今津処理分区、飯山処理区を予定しており、約13億円を想定しております。
- ・管渠の長寿命化工事は長寿命化計画を基に城西第2処理分区を予定しており、約6億円を想定しております。

イ. 10年間の処理場・ポンプ場の耐震化・更新・再構築に関する事項

- ・処理場・ポンプ場の長寿命化工事は、処理場や各ポンプ場の設備等の工事を予定しており、約60億円を想定しております。
- ・浄化センター再構築は平成29年度から36年度まで土木建築工事、平成31年度から36年度まで機械設備工事・電気設備工事を予定しております。その後、既存の浄化センターを取り壊す予定としており、総額で約160億円にのぼる予定です。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

ア. 10年間の使用料収入に関する事項

- ・10年間で約100億円の使用料収入を見込んでおりますが、本市の人口は減少傾向にあり、使用料収入も減少することが予想されることから、使用料収納率の向上や水洗化率の向上に努めていかなければなりません。

イ. 10年間の地方債に関する事項

- ・浄化センター再構築で約77億円、新設工事や長寿命化工事等で約47億円、10年間で約124億円の借り入れを見込んでおります。

ウ. 10年間の他会計からの繰入金に関する事項

- ・10年間で約61億円の繰入金を見込んでおります。

③ 投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

ア. 10年間の民間委託等に関する事項

- ・現在、丸亀市浄化センターと各ポンプ場は包括業務委託を実施しており、今後も引き続き実施していく予定です。また、使用料徴収事務に関しても業務委託を行っており、10年間で業務委託に関する経費は約29億円になると想定しております。

イ. 10年間の人件費に関する事項について

- ・27年度の決算ベースを基に算定し、10年間で約8億円になると想定しております。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	浄化センター再構築事業において、今後10年間で投資額が大幅に増加しますが、毎年度平準化するような計画で現在事業を進めております。
その他の取組	浄化センター再構築に伴い、今まで以上にエネルギー消費量を削減するため、省エネルギー機器等を活用した新技術の導入について検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、適正な使用料水準を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	丸亀市浄化センターでは、処理の過程で発生する消化ガスを電気に変え、有効活用しています。今後、このように有効活用できる資源や資産について収入増につながるか検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化センター再構築時において、PFIを検討していきます。
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討していきます。
修繕費に関する事項	修繕の必要性等を勘案し、適切な修繕計画のもと、修繕工事に努めていきます。
委託費に関する事項	可能な限りの経費削減を目指し、目的や内容等を検討していきます。
その他の取組	人口減少傾向にある中、確実な財源確保を目指すために、水洗化率や使用料収納率の向上に努めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗状況については、毎年度確認を行います。見直しについては、平成32年度から公営企業会計に移行する予定のため、平成32年度中に見直しを行う予定です。
---------------------	--

丸亀市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 丸亀市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度(18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(平成32年4月1日移行予定)
処理区域内人口密度	28.1	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	1処理区(綾歌処理区)		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料平均単価150円/㎡、家庭用使用料3,000円/月を前提に、本市の財政状況や水道使用料を加味しながら決定しました。汚水処理原価を賄いながら、一般家庭に負担があまりかからないようにしています。使用料体系は、基本使用量をベースとした従量制を採用しております。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本的には一般家庭用と同じであるが、公衆浴場の使用料は、300㎡までは一律の基本料金8,572円で、301㎡以上使用した場合は、1㎡増えるごとに39円加算される体系となっております。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,300 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,910 円
	平成26年度	2,365 円		平成26年度	3,013 円
	平成27年度	2,365 円		平成27年度	3,052 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	15
事業運営組織	丸亀市都市整備部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ維持管理業務委託、使用料徴収業務委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に、平成22年度から平成26年度までの5年間の決算を基に作成した経営比較分析表を添付しております。

経営比較分析表

香川県 丸亀市

業種名	業種名	事業名	業種区分
法非適用	下水道事業	特定路線保全公共下水道	D2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	3.28	90.91
		2.365	

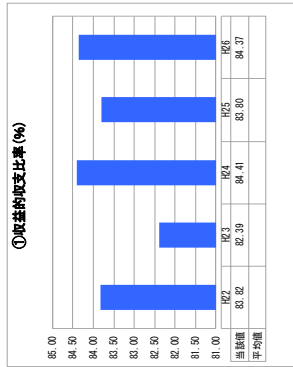
面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/㎡)
111.78	113.481	1,015.22
処理区域面積 (km ²)	処理区域管内人口 (人)	処理区域管内人口密度 (人/km ²)
1.31	3,714	2,835.11

グラフ凡例

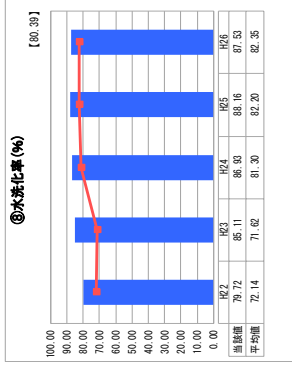
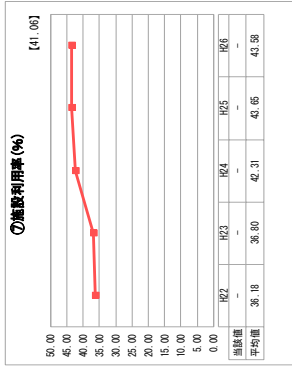
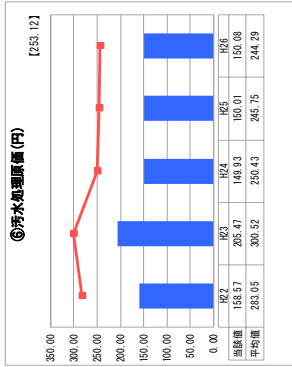
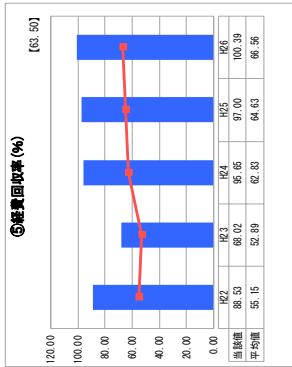
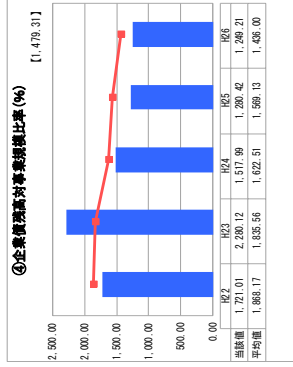
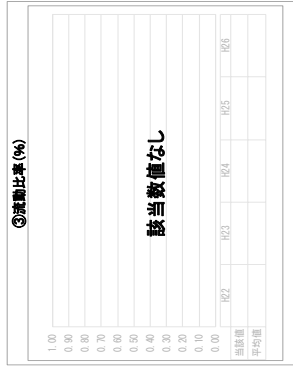
- 当該団体の値 (前年度)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

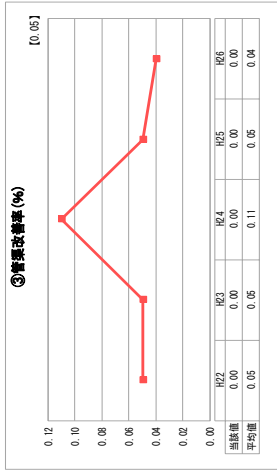
1. 経営の健全性・効率性



【単年度の収支】



2. 老朽化の状況



全体総括

現在の下水道整備の進捗を考慮すると、大幅な建設費の増加が経営面に与える影響を与えることは少ないものと考えている。

今後は、管渠等の経年劣化が進むとともに修繕費が増加することも見込まれることから、健全な下水道事業の実施のため、継続した水処理活動、維持管理等の抑制等、経営改善に努めるとともに、維持管理の確保についても必要である。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率は、改善傾向にあるものの89%弱と赤字である。
- ②企業価値増進対事業規模比率は、減少傾向にある。今後の下水道整備の進捗率は大きく伸び、大幅な企業価値増進の増加はない見込みである。
- ③経費回収率は、改善傾向にあり、平成26年度は100%を超えた。
- ④汚水処理原価は、類似団体平均値と比べ低く、効果的な処理が行われている。この事業は終末処理場を持つおらず、管ごとのみ整備しているため、該当する指標がない。
- ⑤水処理率は、類似団体平均を上回っているものの、引き続き、安定した汚水処理の確保のため、未水処理家庭の水処理促進に努める。

現在の下水道整備の進捗を考慮すると使用料収入の大幅な増収は見込めないことから、健全な下水道事業の実施には、継続した水処理活動、維持管理の抑制等、経営改善に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率は、事業着手してから比較的新しく、改築更新割合が発生していないためであるが、将来、管渠の長寿命化事業を実施するための財源の確保について検討が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成29年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業価値増進対事業規模比率及び管渠改善率については、平成28年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

安全で快適な下水道サービスを、継続的・安定的に提供していきます。

ア. 適正な事業計画と財政計画に基づく事業執行

今後は管きょ工事に係る起債額や下水道使用料収入は増加が見込めず、他会計からの繰入金も減少傾向にある。一方、これまでの建設投資の償還に係る公債費(地方債元利償還金)は増加傾向にあることから、これからも厳しい経営を強いられることとなります。そのため、国・県等に要望し財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。また、将来的には地方公営企業法の財務規定の適用により収支の透明性を高めるとともに、経営状況を分かりやすく提供できるようにしていきます。

イ. 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に取り組み、現在の維持管理業務委託を継続するとともに、事業の状況に合わせ今後も民間委託に努め、事業の効率化を図っていきます。

ウ. 収入の確保

使用料確保のため、現在も行っている水洗化活動を継続し、滞納整理を計画的に実施していきます。あわせて、国等からの補助を最大限活用し、必要な財源を調達するとともに、起債を活用することで、負担の平準化を図っていきます。

3. 投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)

(1) 投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

ア. 10年間の管渠の建設・更新に関する事項

・特定環境保全公共下水道事業を実施している綾歌処理区は、事業計画に基づき綾歌第3処理分区での管渠の新設工事を予定しており、10年間で約2億3000万円を想定しております。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

ア. 10年間の使用料収入に関する事項

・10年間で約6億円の使用料収入を見込んでおりますが、本市の人口は減少傾向にあり、使用料収入も減少することが予想されることから、使用料収納率の向上や水洗化率の向上に努めていかなければなりません。

イ. 10年間の地方債に関する事項

・管渠の新設工事の財源として、10年間で約1億6000万円の借り入れを見込んでおります。

ウ. 10年間の他会計からの繰入金に関する事項

・10年間で約5億4000万円の繰入金を見込んでおります。

③ 投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

ア. 10年間の民間委託等に関する事項

・現在、マンホールポンプ維持管理業務委託を実施しており、今後も引き続き実施していく予定です。また、使用料徴収事務に関しても業務委託を行っており、10年間で業務委託に関する経費は約3000万円になると想定しております。

イ. 10年間の人件費に関する事項について

・27年度の決算ベースを基に算定し、10年間で約8000万円になると想定しております。

投資・財政計画（特定環境保全公共下水道事業）

(単位：千円、%)

		年 度	前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		区 分	(決 算)	(決 算)											
収益的収入	収 益	1 総 収 益 (A)	98,791	103,132	118,638	116,989	116,872	116,636	115,752	114,099	113,755	112,066	110,183	105,970	106,670
		(1) 営 業 収 益 (B)	59,631	60,573	59,897	60,168	60,084	61,105	61,019	60,934	60,849	60,764	60,678	60,593	60,508
		ア 料 金 収 入	59,631	60,573	59,897	60,168	60,084	61,105	61,019	60,934	60,849	60,764	60,678	60,593	60,508
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	39,160	42,559	58,741	56,821	56,788	55,531	54,733	53,165	52,906	51,302	49,505	45,377	46,162
		ア 他 会 計 繰 入 金	37,671	42,430	58,735	56,811	56,778	55,521	54,723	53,155	52,896	51,292	49,495	45,367	46,152
		イ そ の 他	1,489	129	6	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		2 総 費 用 (D)	61,946	65,576	66,013	64,401	62,789	61,757	60,165	58,603	57,108	55,729	54,548	52,715	51,862
		(1) 営 業 費 用 (E)	38,209	42,776	44,913	44,913	44,913	45,463	45,463	45,463	45,463	45,463	45,463	44,595	44,595
		ア 職 員 給 与 費	6,490	6,334	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202	8,202
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	31,719	36,442	36,711	36,711	36,711	37,261	37,261	37,261	37,261	37,261	37,261	36,393	36,393
		(2) 営 業 外 費 用 (F)	23,737	22,800	21,100	19,488	17,876	16,294	14,702	13,140	11,645	10,266	9,085	8,120	7,267
ア 支 払 利 息	23,737	22,800	21,100	19,488	17,876	16,294	14,702	13,140	11,645	10,266	9,085	8,120	7,267		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)															
1 資 本 的 収 入 (F)	52,226	50,272	39,203	35,765	36,387	36,701	34,417	34,355	34,808	34,752	34,218	34,538	31,415		
(1) 地 方 債 債 償 還 金 (G)	29,600	35,600	18,907	17,119	16,761	16,378	14,775	14,963	14,947	15,816	16,307	16,346	15,502		
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	19,900	21,100	1,847	833	556	379	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 他 会 計 補 助 金	12,029	1,570	2,173	2,102	2,101	2,054	2,025	1,967	1,957	1,898	1,831	1,679	1,708		
(3) 他 会 計 借 入 金															
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	8,616	11,379	16,392	14,813	15,794	16,538	15,886	15,694	16,173	15,307	14,349	14,782	12,474		
(6) 工 事 負 担 金	1,981	1,723	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731		
(7) そ の 他															
2 資 本 的 支 出 (H)	89,114	87,360	91,828	88,353	90,470	91,580	90,004	89,851	91,455	91,089	89,853	87,793	86,223		
(1) 建 設 改 良 費 (I)	33,965	29,419	34,596	30,567	31,597	31,911	30,572	30,572	31,087	31,087	30,572	31,087	30,572		
ウ ち 職 員 給 与 費	2,552	1,745	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879		
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	55,149	57,941	57,232	57,786	58,873	59,669	59,432	59,279	60,368	60,002	59,281	56,706	55,651		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 36,888	△ 37,088	△ 52,625	△ 52,588	△ 54,083	△ 54,879	△ 55,587	△ 55,496	△ 56,647	△ 56,337	△ 55,635	△ 53,255	△ 54,808		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 43	468	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 (K)															
前 年 度 前 年 度 繰 上 充 用 金 (L)	384	341	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809		
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	341	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
実 質 収 支 黒 字 (P)	341	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809		
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84	83	96	96	96	96	97	97	97	97	97	97	99		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	59,631	60,573	59,897	60,168	60,084	61,105	61,019	60,934	60,849	60,764	60,678	60,593	60,508		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 救 済 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	1,209,431	1,187,090	1,148,765	1,108,098	1,065,986	1,022,695	978,038	933,722	888,301	844,115	801,141	760,781	720,632		

○他会計繰入金 (単位：千円)

		年 度	前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		区 分	(決 算)	(決 算)											
収益的収支分		37,671	42,430	58,735	56,811	56,778	55,521	54,723	53,155	52,896	51,292	49,495	45,367	46,152	
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	37,330	41,621	57,926	56,002	55,969	54,712	53,914	52,346	52,087	50,483	48,686	44,558	45,343	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	341	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	809	
資本的収支分		12,029	1,570	2,173	2,102	2,101	2,054	2,025	1,967	1,957	1,898	1,831	1,679	1,708	
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	465	474	656	635	634	620	611	594	591	573	553	507	516	
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	11,564	1,096	1,517	1,467	1,467	1,434	1,414	1,373	1,366	1,325	1,278	1,172	1,192	
合 計		49,700	44,000	60,908	58,913	58,879	57,575	56,748	55,122	54,853	53,190	51,326	47,046	47,860	

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	投資については、管渠の新設工事のみであり、毎年度平準化するよう計画を立てています。
--------------	---

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、適正な使用料水準を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	有効活用できる資産について検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間委託の必要性や費用対効果等を勘案し、今後の民間委託について検討していきます。
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討していきます。
修繕費に関する事項	修繕の必要性等を勘案し、適切な修繕計画のもと、修繕工事に努めていきます。
委託費に関する事項	可能な限りの経費削減を目指し、目的や内容等を検討していきます。
その他の取組	人口減少の中、確実な財源確保を目指すために、水洗化率や使用料収納率の向上に努めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗状況については、毎年度確認を行います。見直しについては、平成32年度から公営企業会計に移行する予定のため、平成32年度中に見直しを行う予定です。
---------------------	--

丸亀市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 丸亀市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	岡地区:平成10年度(18年) 赤坂地区:平成11年度(17年) 西坂元地区:平成13年度(15年) 三谷地区:平成18年度(10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(平成32年4月1日移行予定)
処理区域内人口密度	24.1	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	4処理区(岡地区、赤坂地区、西坂元地区、三谷地区)		
処理場数	4箇所(岡地区農業集落排水施設、赤坂地区農業集落排水処理施設、西坂元地区農業集落排水処理施設、三谷地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料平均単価150円/㎡、家庭用使用料3,000円/月を前提に、本市の財政状況や水道使用料を加味しながら決定しました。汚水処理原価を賄いながら、一般家庭に負担があまりかからないようにしています。使用料体系は、基本使用量をベースとした従量制を採用しております。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本的には一般家庭用と同じであるが、公衆浴場の使用料は、300㎡までは一律の基本料金8,572円で、301㎡以上使用した場合は、1㎡増えるごとに39円加算される体系となっております。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,300	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,776	円
	平成26年度	2,365	円		平成26年度	2,816	円
	平成27年度	2,365	円		平成27年度	2,857	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	15
事 業 運 営 組 織	丸亀市都市整備部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水施設の包括委託、使用料徴収業務委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に、平成22年度から平成26年度までの5年間の決算を基に作成した経営比較分析表を添付しております。

経営比較分析表

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法非通用	下水道事業	農業排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	2.61	97.80
		1か月20㎡当たり処理料金(円)	2,365

人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
113,481	111,78	1,015.22
処理区域内人口(人)	処理区域面積(㎡)	処理区域内人口密度(人/㎡)
2,963	1.22	2,428.69

グラフ凡例

- 当類似団体(当該数値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	88.91	94.81	88.92	87.35
平均値				86.58

「単年度の収支」

②黒割欠損比率(%)

該当数値なし

「黒割欠損」

③流動比率(%)

該当数値なし

「支払能力」

④企業債償還対事業規模比率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	883.21	842.4	1,176.9	1,244.4
平均値	1,316.70	1,224.75	1,144.05	1,126.77

「債務返済」

2. 老朽化の状況

⑤経費回収率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	43.24	42.13	42.8	50.92
平均値				50.82

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)

年度	22	23	24	25
当該値	284.20	274.68	210.74	213.18
平均値	335.76	341.41	341.30	300.52

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	52.30	57.40	55.46	57.16
平均値	41.05	46.85	46.06	53.24

「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	79.32	86.00	81.19	83.91
平均値	73.00	73.78	72.99	84.06

「使用料対象の状況」

⑨事業改善率(%)

年度	22	23	24	25
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.08	0.06	0.02

「管理の更新状況・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、80%台と低く、維持管理費などの費用が増加していることから年々赤字が拡大している。

②企業債償還対事業規模比率は、事業が既に完了している。

③流動比率は、60%台で類似団体平均値より良好な値ではあるが、汚水処理費用が使用料で賄えない状態が続いている。

④汚水処理原価は、類似団体平均値と比べ、効率的な処理が行われているが、有収水量の伸びに對し、汚水処理経費の増加が上回っているため、増加傾向にある。

⑤施設利用率は、類似団体の平均値とほぼ同等の水準である。

⑥水洗化率は、年々向上しているが、引き続き水洗化活動を推進する。

この事業は、既に完了しているが、処理区域内の人口減少が進んでおり、使用料の徴収は見込みないことから、引き続き継続した水洗化活動や維持管理費の抑制に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

③4箇所の農業排水処理施設は、供用開始してから20年未満で比較的新しいため、これまでは改善更新費用が発生していないが、今後は、設備の老朽化に伴い、更新化工事の発生が見込まれる。

このことから、平成28年度から29年度は国の補助制度を活用した機能診断、適正化計画の策定を行い、計画的な更新工事を実施する。

全体総括

農業排水事業は既に完了しており、企業債の償還は前年から減少しているが、事業実施区域内の人口減少等から減少料の増収は見込めない。

このことから、設備の更新化工事の財源確保のため、国の補助制度を活用し、適正化計画の作成、計画的な事業実施により、経営への負担軽減を図り、持続可能な事業運営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されていますが、企業債償還対事業規模比率及び管理改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

15

2. 経営の基本方針

安全で快適な農業集落排水サービスを、継続的・安定的に提供していきます。

ア. 適正な事業計画と財政計画に基づく事業執行

農業集落排水施設使用料収入は伸び悩んでいるが、これまでの建設投資の償還に係る公債費(地方債元利償還金)は増加傾向にあることから、これからも厳しい経営を強いられることになります。また、平成28年度に農業集落排水の機能診断を行っており、診断結果を受けて最適整備構想を策定する予定です。それに伴い、工事に係る起債額は増加する要素もあります。そのため、限られた財源の中で適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。

さらに、将来的には地方公営企業法の財務規定の適用により収支の透明性を高めるとともに、経営状況を分かりやすく提供できるようにしていきます。

イ. 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に取り組み、包括委託を継続するとともに、事業の状況に合わせ今後も民間委託に努め、事業の効率化を図っていきます。

ウ. 収入の確保

使用料確保のため、現在も行っている水洗化活動を継続し、滞納整理を計画的に実施していきます。

3. 投資・財政計画(農業集落排水事業)

(1) 投資・財政計画(農業集落排水事業) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

ア. 10年間の管渠の建設・更新に関する事項

・農業集落排水事業は既に完了しているため、今後10年間の管渠工事は予定しておりません。

イ. 10年間の処理場の建設・更新に関する事項

・平成28年度に農業集落排水処理施設の機能診断を行っており、診断結果を基に施設の最適整備構想を策定していきます。
・現在の予定では10年間で約1億2000万円の工事費を見込んでおります。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

ア. 10年間の使用料収入に関する事項

・10年間で約3億9000万円の使用料収入を見込んでおりますが、人口減少の傾向にあるため、使用料収納率の向上や水洗化率の向上に努めていかなければなりません。

イ. 10年間の企業債に関する事項

・資本費平準化債や修繕工事の財源として、10年間で約1億9000万円の借入れを見込んでおります。

ウ. 10年間の他会計からの繰入金に関する事項

・10年間で約10億円の繰入金を見込んでおります。

③ 投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

ア. 10年間の民間委託等に関する事項

・現在、4箇所の農業集落排水処理施設は包括業務委託を実施しており、今後も引き続き実施していく予定です。また、使用料徴収事務に關しても業務委託を行っており、10年間で業務委託に関する経費は約1億7000万円になると想定しております。

イ. 10年間の手数料等に関する事項

・手数料については、汚泥汲み取り手数料が大部分を占めており、10年間で約2億5000万円になると想定しております。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後の人口減少による使用料収入の減少や維持管理費の増大に備え、安定した経営基盤を構築するために、費用対効果やメリット等の様々な面を考察し、公共下水道事業への接続を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	今後、農業集落排水処理施設の最適整備構想を策定し、優先順位等を考慮し、投資額が平準化するような計画を立てていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、適正な使用料水準を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	有効活用できる資産について検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き包括的民間委託を実施し、費用対効果等について検討していきます。
修繕費に関する事項	施設の機能診断を基に最適整備構想を策定し、適切な修繕工事に努めていきます。
委託費に関する事項	可能な限りの経費削減を目指し、目的や内容等を検討していきます。
その他の取組	人口減少の中、確実な財源確保を目指すために、水洗化率や使用料収納率の向上に努めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗状況については、毎年度確認を行います。見直しについては、平成32年度から公営企業会計に移行する予定のため、平成32年度中に見直しを行う予定です。
---------------------	--